

春日井市個別がん検診実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する個別がん検診（以下「がん検診」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 がん検診の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 胃がん検診
- (2) 大腸がん検診
- (3) 肺がん検診
- (4) 前立腺がん検診
- (5) 子宮がん検診
- (6) 乳がん検診

(対象者)

第3条 がん検診の対象者は、市内に住所を有する者で別表に掲げるものとする。

(受診券)

第4条 市長は、前条の対象者に市長が定める月に、がん検診受診券（第1号様式。以下「受診券」という。）を交付するものとする。

- 2 がん検診を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、当該がん検診を受診する医療機関（市長が実施場所として指定する医療機関をいう。）に受診券を提出するものとする。

(検診料)

第5条 利用者は、当該がん検診に係る実費の一部（以下「検診料」という。）を負担するものとする。

- 2 検診料の額は、別表のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、検診の受診日において次の各号のいずれかに該当する者の検診料（胃がん検診の胃内視鏡検査及び子宮がん検診の追加検査（経

腔超音波検査)に係る検診料を除く。)は、無料とする。

- (1) 当該受診日の属する年度の末日に70歳以上（肺がん検診の受診者にあつては、65歳以上）である者
- (2) 春日井市が行う国民健康保険の被保険者
- (3) 愛知県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者
(免除)

第6条 市長は、利用者が受診日において次の各号のいずれかに該当するときは、検診料（胃がん検診の胃内視鏡検査及び子宮がん検診の追加検査（経腔超音波検査）に係る検診料を除く。）を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付又は配偶者支援金の支給を受けている者
- (3) がん検診を受診する年度の世帯全員の市町村民税が非課税の者（当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない場合については、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の免除を申請する者は、免除申請書（第2号様式）を提出するものとする。

3 市長は、前項の免除申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、申請理由に該当する場合は免除決定通知書（第3号様式）により、該当しない場合は免除却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市個別がん検診実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個別がん検診実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市個別がん検診実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個別がん検診実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市個別がん検診実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個別がん検診実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成26年6月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市個別がん検診実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個別がん検診実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市個別がん検診実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個別がん検診実施要綱の規定

にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号の改正規定は、平成28年2月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市個別がん検診実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個別がん検診実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市個別がん検診実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市個別がん検診実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

がん検診の種類		対象者	検診料
胃がん検診		40歳以上の者	2,700円
大腸がん検診		40歳以上の者	300円
肺がん検診	胸部エックス線検査	40歳以上の者	1,100円
	胸部エックス線検査及び ^{かくたん} 喀痰細胞診	40歳以上の者	1,800円
前立腺がん検診		50歳以上の男性	600円
子宮がん検診	頸がん検診	20歳以上の女性	1,300円
	頸がん検診及び体がん検診	20歳以上の女性	2,300円
	追加検査（経膈超音波検査）	20歳以上39歳以下の女性	500円
乳がん検診		30歳以上の女性	1,700円

備考 この表中「40歳」、「50歳」、「20歳」、「39歳」及び「30歳」とは、その年度内にそれぞれ40歳、50歳、20歳、39歳及び30歳の誕生日を迎える者をいう。